## 〇北しりべし廃棄物処理広域連合職員懲戒審査委員会規則

制 定 平成 14 年 7 月 1 日規則第 9 号 最近改正 令和 7 年 1 月 16 日規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する地方自治 法施行規程(昭和22年政令第19号。以下「政令」という。)第16条の規定に基づき、職員 懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じて、事務管理者の懲戒審査を行う。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(失職)

- 第4条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失うものとする。
  - (1) 職員のうちから任命された委員にあっては、職員の職を退いたとき。
  - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。

(職務代理)

**第6条** 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- **第7条** 委員会の会議は、学識経験を有する者のうちから選任された委員が2人以上出席しなければ 開くことができない。
- **2** 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出頭請求)

- **第8条** 委員会は、必要があると認めるときは、本人及び関係人の出頭を請求することができる。 (報告)
- 第9条 委員会で議決した事項は、理由を付し、政令第12条第2項に規定する懲戒の処分を明記して、広域連合長に報告するものとする。

(書記)

第10条 政令第16条第6項の書記は、3人以内とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平19. 3.30規則5)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平23.8.26規則4)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 30. 5. 11 規則 2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令 7.1.16規則2)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。